令和2年度

敦賀市健全化判断比率及び 資金不足比率再審査意見書

敦賀市監査委員

敦賀市長 渕 上 隆 信 殿

敦賀市監査委員 安 久 彰

同 中村 淳

同 和泉 明

令和2年度敦賀市健全化判断比率及び 資金不足比率の再審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規 定により再審査に付された、令和2年度敦賀市健全化判断比率及び資金不足比率につ いて審査した結果、次のとおりその意見を提出します。

目 次

第1	審	查	D	対	象			•••••			• • • • • •		••••	• • • • •		· • • • • •	••	1
第2	審	查	Ø	期	間	•••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	•••••			• • • • • •			• • • • •				1
第3	審	查	O	方	法						• • • • • •			• • • • •				1
第4	審	查	Ø	結	果	•••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	•••••			• • • • • •			• • • • •				1
	1	健全	化	判断	斤比 率		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	•••••			• • • • • •			• • • • •	• • • • •	• • • • •	••	2
	2	資金	全不	足	比率	•••••					• • • • • •			• • • • •	• • • • •	• • • • • •		3
	3	む	,	す	び		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	•••••			• • • • • •			• • • • •	• • • • •	• • • • • •		4
	-Let V/E-	Anla	t.da d	۸ ،،	.1111			<i>(</i> 4)										_
(参	:考資	料)	健生	主化	判断员	上率等の	対象軍	直掛	• • • •	• • • • • •	• • • • • •	• • • • •	• • • •	• • • • •	• • • • •	• • • • •	• •	5

令和2年度敦賀市健全化判断比率及び資金不足比率の再審査意見

第1 審査の対象

- 1 健全化判断比率
 - (1) 実質赤字比率
 - (2) 連結実質赤字比率
 - (3) 実質公債費比率
 - (4) 将来負担比率
- 2 資金不足比率
 - (1) 敦賀市港湾施設事業特別会計
 - (2) 敦賀市産業団地整備事業特別会計
 - (3) 市立敦賀病院事業会計
 - (4) 敦賀市水道事業会計
 - (5) 敦賀市下水道事業会計
- 3 上記1、2の算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

令和3年8月31日から令和3年9月6日まで

第3 審査の方法

健全化判断比率及び資金不足比率の算定並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類の作成が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき適正になされているかについて、関係諸帳票及びその他書類と照合するとともに、関係職員から説明を聴取する等により審査した。

第4 審査の結果

健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、関係法令に適合し、かつ、正確であると認める。

1 健全化判断比率

(単位:%)

					(平匹・/0)
	令和2年度	令和元年度	比較	早期健全化 基準	財政再生 基準
(1) 実質赤字比率	<u> </u>	<u> </u>		12. 67	20.00
(2) 連結実質赤字比率	<u> </u>	<u> </u>	_	17. 67	30.00
(3) 実質公債費比率	6. 1	6. 4	△0.3	25. 0	35. 0
(4) 将来負担比率	_	_		350. 0	適用なし

^{※(1)(2)}の「-」は実質赤字額及び連結実質赤字額がないことを表し、()は参考として本市における各比率を記載している。

(1) 実質赤字比率

令和2年度決算に基づく一般会計等の実質収支額は1,581,014千円の黒字であり、実質赤字比率は算定されない。

(2) 連結実質赤字比率

令和2年度決算に基づく一般会計等の実質収支額及び公営事業会計の資金不足・ 剰余額の合計は7,118,953 千円の黒字であり、連結実質赤字比率は算定されない。

(3) 実質公債費比率

令和2年度の実質公債費比率は6.1%となっており、前年度より0.3ポイント低下し実質公債費負担は軽くなっている。また、早期健全化基準25.0%と比較しても、18.9ポイント下回っている。

(4) 将来負担比率

令和2年度の将来負担比率については、将来負担すべき実質的な債務負担はなく 算定されない。

^{※(4)}の「一」は将来負担比率が算定されないことを表している。

2 資金不足比率

(1) 敦賀市港湾施設事業特別会計

	令 和 2 年 度	経営健全化基準
資金不足比率		20.0%

^{※「}一」は資金不足がないことを表している。

令和2年度の敦賀市港湾施設事業特別会計については、歳入額20,863千円(うち一般会計より繰入額492千円)、歳出額20,863千円で、差引0円となり、資金不足はなく資金不足比率は算定されない。

(2) 敦賀市産業団地整備事業特別会計

	令 和 2 年 度	経営健全化基準
資金不足比率		20.0%

^{※「}一」は資金不足がないことを表している。

令和2年度の敦賀市産業団地整備事業特別会計については、歳入額7,664千円(うち一般会計より繰入額7,664千円)、歳出額7,664千円で、差引0円となり、資金不足はなく資金不足比率は算定されない。

(3) 市立敦賀病院事業会計

	令 和 2 年 度	経営健全化基準
資金不足比率		20.0%

^{※「}一」は資金不足がないことを表している。

令和2年度の市立敦賀病院事業会計については、流動資産4,561,456千円、建設改良費等の財源に充てるための企業債を除いた流動負債738,272千円で、差引3,823,184千円の資金剰余額があり、資金不足比率は算定されない。

(4) 敦賀市水道事業会計

	令 和 2 年 度	経営健全化基準
資金不足比率		20.0%

^{※「}一」は資金不足がないことを表している。

令和2年度の敦賀市水道事業会計については、次年度繰越事業に充当する財源を除いた流動資産1,316,452千円、建設改良費等の財源に充てるための企業債を除いた流動負債141,791千円で、差引1,174,661千円の資金剰余額があり、資金不足比率は算定されない。

(5) 敦賀市下水道事業会計

	令 和 2 年 度	経営健全化基準
資金不足比率		20.0%

※「一」は資金不足がないことを表している。

令和2年度の敦賀市下水道事業会計については、次年度繰越事業に充当する財源を除いた流動資産813,526千円、建設改良費等の財源に充てるための企業債を除いた流動負債427,596千円で、差引385,930千円の資金剰余額があり、資金不足比率は算定されない。

3 か す び

本市の令和2年度決算に基づく健全化判断比率のうち、実質赤字比率、連結実質 赤字比率及び将来負担比率については、赤字あるいは将来負担すべき実質的な債務 負担がないため算定されない。また、実質公債費比率も早期健全化基準を下回って おり、いずれの指標も良好であると言える。

資金不足比率については、対象となる各会計に資金不足はないが、一般会計からの基準外の繰入金や他会計借入金により収支の均衡を確保している会計もあるので、引き続き、収入の確保に努めるとともに、効率的な経営と経営基盤の強化に努められたい。

健全化判断比率等の対象範囲

- ・実質赤字比率 一般会計等の実質赤字の比率
- ・連結実質赤字比率 全ての会計の実質赤字比率
- ・実質公債費比率 公債費及び公債費に準じた経費の比重を示す比率
- ・将来負担比率 地方債残高のほか一般会計等が将来負担すべき実質的な負債を捉えた比率 (※健全化判断比率の4つの財政指標 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条)
- ・資金不足比率 公営企業ごとの資金不足の比率 (※地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条)

公共用地先行取得事業特別会計 国民健康保険(事業勘定の部) 特別会計 国民健康保険(施設勘定の部) 特別会計 介護保険特別会計 後期高齢者医療特別会計	実質赤字比率	連結実質	-	実質	_	将	
特別会計 国民健康保険(施設勘定の部) 特別会計 介護保険特別会計	-	結実		質			
特別会計 介護保険特別会計		実				-1-	
介護保険特別会計		皙		公		来負	
※				債		担	
区为旧图14 区况17月五日		赤字		費比		比率	
市立敦賀病院事業会計		比		率			
水道事業会計		*					資金
下水道事業会計							● 資金不足比率
港湾施設事業特別会計							率
産業団地整備事業特別会計							
₩+₩₩,₩,₩,Λ			\blacksquare		$\overline{+}$	_	
	-						
	-						
	-						
福井県後期高齢者医療広域連合							
敦賀市立看護大学					T		
	市立敦賀病院事業会計 水道事業会計 下水道事業会計 港湾施設事業特別会計 産業団地整備事業特別会計 嶺南広域行政組合 敦賀美方消防組合 福井県市町総合事務組合 福井県自治会館組合 福井県後期高齢者医療広域連合	市立敦賀病院事業会計 水道事業会計 下水道事業会計 下水道事業会計 港湾施設事業特別会計 産業団地整備事業特別会計 嶺南広域行政組合 敦賀美方消防組合 福井県市町総合事務組合 福井県自治会館組合 福井県食期高齢者医療広域連合 敦賀市立看護大学	市立敦賀病院事業会計 水道事業会計 下水道事業会計 下水道事業会計 港湾施設事業特別会計 産業団地整備事業特別会計 嶺南広域行政組合 敦賀美方消防組合 福井県市町総合事務組合 福井県自治会館組合 福井県後期高齢者医療広域連合 敦賀市立看護大学	市立敦賀病院事業会計 水道事業会計 下水道事業会計 港湾施設事業特別会計 産業団地整備事業特別会計 嶺南広域行政組合 敦賀美方消防組合 福井県市町総合事務組合 福井県自治会館組合 福井県後期高齢者医療広域連合 敦賀市立看護大学	市立敦賀病院事業会計 水道事業会計 下水道事業会計 港湾施設事業特別会計 産業団地整備事業特別会計 嶺南広域行政組合 敦賀美方消防組合 福井県市町総合事務組合 福井県自治会館組合 福井県後期高齢者医療広域連合	市立敦賀病院事業会計 水道事業会計 下水道事業会計 港湾施設事業特別会計 産業団地整備事業特別会計 嶺南広域行政組合 敦賀美方消防組合 福井県市町総合事務組合 福井県自治会館組合 福井県後期高齢者医療広域連合	市立敦賀病院事業会計 水道事業会計

[※]地方公営企業法の全部又は一部を適用している事業を「法適用企業」、地方財政法第6条の規定により特別会計を設けて事業の経理を行っている公営企業であって、法適用企業以外のものを「法非適用企業」という。